

## 京丹後市 特別栽培米の取組みについて

### 特別栽培米とは

特別栽培農産物とは、国のガイドラインによると、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素分量が 50%以下、で栽培された農産物であり、そのコメ版を「特別栽培米（特裁米）」と呼びます。

また、丹後の基準として、化学態窒素 3.51 kg/10a（慣行 7.02 kg）、農薬 9 成分（慣行 18 成分）とされており、基準以下での栽培となります。

特裁米は、上記基準により栽培され、栽培責任者、確認責任者により栽培計画、出荷記録を作成し、国の表示ガイドラインに定められた

- ・特別栽培農産物の名称
- ・ガイドラインに準拠している旨
- ・栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ・確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_ki\\_kaku/tokusai\\_a.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_ki_kaku/tokusai_a.html)

⇒栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。

- ・精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先

などを出荷までに特裁米（袋など）に表示する必要があります。

### 市の特別栽培米支援

京丹後市水田農業推進協議会としては、平成16年度より開始された国の農政改革により従来の「転作主義」から「売れるコメ作り」へシフトチェンジし、また、丹後産コシヒカリの「特A」など、環境に優しい特色あるコメ作りを推進する観点から「特裁米」への助成を行なっています。

### H21 年度の特別栽培米団地化助成

特裁米の団地化助成として、50a~100aが5,000円/10a、100a~が10,000/10aとなっており、生産調整を達成された方へ交付されます。申請は、6月中旬を目途に所定の申請書や図面により申請をしていただき、秋には実績報告書、出荷記録を提出していただくこととなります。

統一した栽培方法での特裁米の推進のため、計画書は、同一の確認責任者や同一の栽培方法の場合はひとつの計画書として記入できますが、異なる場合は計画書がわかることとなります。その際の団地化の確認のため、同一団地の場合は「一枚の地図に色ぬりすること」「計画書や図面をまとめて提出すること」により、同一団地として取扱いたいと考えていますが、できるだけ統一できるように計画してください。